

株式会社 東陽ワーク

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年4月1日～2028年3月31日
2. 目標と取組内容・実施時期

目標 1（職業生活に関する機会の提供に関する目標）

管理職に占める女性割合を、2028年3月末までに25%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 2025年4月～女性の管理職積極採用・拡大に向けた研修を実施し、管理職に必要な資格取得やマネジメント教育を支援する体制を再度案内し、意識啓発へとつなげる。
- 2026年3月～進捗状況を分析し、目標達成に向けた取組の見直しを行う。

目標 2（職業生活と家庭生活との両立に関する目標）

管理職の一人当たりの月平均残業時間を15時間以内とする。

<実施時期・取組内容>

- 2025年4月～長時間労働是正に関するトップメッセージの発信。
- 2025年4月～所定外労働の原因の分析等を行う。
- 2025年4月～管理職の業務効率化の施策を検討し、実施する。
- 2026年3月～管理職から部署内に取組を広げる。

目標 3（次世代育成支援対策推進法に基づく目標）

年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間6日以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 2025年4月～各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する。
- 2026年3月～取得状況を分析し、目標達成に向けた取得計画の見直しを行う。